【令和６年３月21日公布　令和６年三浦市条例第６号】

三浦市介護保険条例の一部を改正する条例

三浦市介護保険条例（平成12年三浦市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

（１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者　36,030円

（２）　令第38条第１項第２号に掲げる者　54,250円

（３）　令第38条第１項第３号に掲げる者　54,640円

（４）　令第38条第１項第４号に掲げる者　71,280円

（５）　令第38条第１項第５号に掲げる者　79,200円

（６）　令第38条第１項第６号に掲げる者　95,040円

（７）　令第38条第１項第７号に掲げる者　102,960円

（８）　令第38条第１項第８号に掲げる者　118,800円

（９）　令第38条第１項第９号に掲げる者　134,640円

（10）　令第38条第１項第10号に掲げる者　150,480円

（11）　令第38条第１項第11号に掲げる者　166,320円

（12）　令第38条第１項第12号に掲げる者　182,160円

（13）　令第38条第１項第13号に掲げる者　190,080円

第４条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に、「31,770円」を「38,410円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「21,180円」を「22,570円」に、「49,430円」を「54,250円」に改める。

第６条第３項中「第39条第１項第１号イ」を「第38条第１項第１号イ」に、「若しくは第５号ロに該当するに至った第１号被保険者又は第４条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第４条及び第６条第３項の規定は、令和６年度分から令和８年度分までの保険料率について適用し、令和５年度分までの保険料率については、なお従前の例による。